

令和2年度第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月6日（水）13時30分～14時30分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 7件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第4号 農業経営改善計画について
議案第5号 青年等就農計画の認定変更申請について
議案第6号 農用地利用集積計画について
議案第7号 賃借料情報の提供について
議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 6件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 10件
報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について 7件
報告第5号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 5件
報告第6号 時効取得を原因とする農地について 1件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査、水須主査補
8. 議事録
議長 農業委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和2年度第10回農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、14番平山委員と15番日暮委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の水須主査補を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、8議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について7件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について6件、議案第4号、農業経営改善計画について更新が1件、議案第5号、青年等就農計画について、変更が1件、議案第6号、農用地利用集積計画については所有権移転が11件、利用権設定が19件でございます。議案第7号、賃借料情報の提供について、議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和2年12月28日、午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田委員、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきましては、私より意見発表します。

12番　それでは、申請番号1について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は福俵字東の田、1筆304㎡の農地です。申請理由は譲渡人が高齢化で農地を耕作出来ないため、譲受人にお願いして売却の合意が出来たことから、申請したものであります。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。昨年12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に申請番号2について、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番　申請番号2について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転

の申請です。申請地は前之内字森下の田、16筆、合計で14538㎡の農地です。申請理由は親子間の贈与です。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題になるような状況は見られませんでした。営農計画においては、譲受人は約35000㎡の水稻の作付を予定しております。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号3について、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番 申請番号3について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は山田字宮之下の田、1筆、819㎡の農地です。申請理由は譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題ないものと思われます。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号4について、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番 申請番号4について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字御林の田、1筆937㎡の農地です。申請理由は譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、耕作可能なため水稻の作付を予定しています。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号5について、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番 申請番号5について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字御林の田、1筆724㎡の農地です。申請理由は譲渡人は農地経営縮小のため、譲受人は農地経営拡大のためです。営農計画においては、耕作可能なため水稻の作付を予定しています。12月28日に現地を

確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号6について、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番 申請番号6について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は菱沼字上布の田、2筆、計891㎡の農地です。申請理由は譲渡人は農業経営廃止のため、譲受人は農業経営拡大のためです。譲受人は営農計画においては、水稻の育苗を予定しております。12月28日に現地を確認しましたが、特に問題になるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号7については、私より意見発表します。

12番 申請番号7について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は依古島字中溝の畑、7筆2974㎡の農地です。申請理由は譲渡人が後継者が無く体力がきつくなつたために、譲受人と売却の合意が出来たことから、申請したものであります。また、譲受人は造園業で営農計画においては、植木の苗木を植える予定です。昨年12月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 それでは担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 それでは、補足説明をいたします。議案書の4ページをお願いします。申請番号1は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。申請地は、福俵のイセキの海側、国道128号線から約120メートル入ったところに位置しています。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。

申請番号2は、親子間の贈与に伴う農地の所有権移転の申請です。申請地は16

筆あり、前之内の地区内に点在しております。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。申請番号3は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。申請地は、千葉東金道路の東金料金所の南西、約900メートルに位置しています。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。

申請番号4と5は、譲受人を同じくする農地の売買に伴う所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷から二又に向かう市道と両総用水の北之幸谷支線が交差する手前の右に80メートルほど入ったところに5番の農地があり、更に市道を200メートルほど進み、右に100メートルほど入ったところに4番の農地が位置しています。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。

申請番号6は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。申請地は、菱沼公民館の西、約250メートル、菱沼から関内に向かう市道沿いに位置しています。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。

申請番号7は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。申請地は、東金九十九里有料道路の小沼田インターチェンジの北西、約800メートル、依古島公民館の北、約250メートルに位置しています。3条許可基準に係る経営面積及び従事日数については、それぞれ要件を満たしており、機械の保有状況については概要書に記載のとおりです。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議

案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14番 それでは、申請番号1について説明いたします。本件は農地法第4条による農地転用の申請でございます。申請地は台方字大門下の田、1筆905㎡の農地です。用途は長屋住宅2棟の建設、及び駐車場14台分と駐輪場を予定しております。昨年12月28日に現地確認をしてきました。申請書類を確認したところ、事業計画書、資金証明書、両総土地改良区の意見書などに関わる書類などに、特に問題は無いと思われます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、それでは補足説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請番号1は、自己所有農地の転用の申請です。申請地は、城西小学校の東、約100メートルに位置しています。転用の目的は、長屋住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域の定められた区域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1から5につきまして、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番 申請番号1から5について説明いたします。本件は関連がございますので一括して説明いたします。本件は農地法第5条の規定による一時転用を伴う使用貸借権の設定です。申請地は小野字南小野台、7867㎡の農地、3042.86㎡の8筆の畑です。転用の目的は砂利採取用地であり、特に問題は無いものと判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号6について、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14番 それでは、申請番号6について説明いたします。本件は農地法第5条の転用を伴う貸借権設定の申請でございます。申請地は北之幸谷南新田の畑、1筆883㎡の農地です。用途は貸資材置場を予定しております。昨年12月28日に現地を確認してきました。申請書類を確認した所、事業計画書、見積書、両総土地改良区の同意書等、関係書類により、特に問題は無いと思われます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい。それでは補足説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1から5は、一時転用を伴う使用貸借権設定の申請です。場所は、小野の丘山公民館南側の砂利採取場の隣接地になります。転用の目的は、砂利採取用地です。立地基準につきましては、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。他法令関係では、砂利採取法に基づく許可が必要となることから、並行して手続きが進められております。

申請番号6は、転用を伴う貸借権設定の申請です。場所は、県道東金片貝線沿道にあり、北之幸谷南新田公民館西側、約90メートルに位置しています。転用の目的は、貸資材置場用地です。申請者は、土木建築業を営む法人の代表取締役であり、現在借用している既存の資材置場が、事業拡大に伴い手狭になったため、近隣住居にも近接していることから、申請地を新たに借り入れ、資材置場とするものです。立地基準につきましては、申請にかかる土地の周辺の地域において、居住者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当することから、第1種農地

の例外規定に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、篠崎委員は退室をお願いします。一時休憩します。

(篠崎委員退室)

議 長 再開いたします。それでは、農政課より説明願います。

農政課 それでは、議案第4号につきまして、説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めさせていただいた案件は、再認定1件でございます。1ページをご覧ください。山田の方です。営農類型は施設野菜です。主な改善計画についてですが、栽培環境を整備し、品質向上、新たな加工品の生産技術、収益の増加を図るものです。2ページをご覧ください。機械施設につきましては自動植菌機を1台増設、ホイールローダーを1台更新する予定でございます。以上、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、こちらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第4号、農業経営改善計画について、

ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。篠崎委員入室をお願いいたします。

(篠崎委員入室)

議 長 それでは再開します。次に、議案第5号、青年等就農計画の認定変更申請について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第5号につきまして、説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第14条の5の規定によりまして、意見を求めさせていただいた案件は、変更認定1件でございます。5ページをご覧ください。こちらは成年就農計画の変更の申請です。堀上の方です。営農類型は施設野菜です。変更点は、家族経営協定を結んだことによる家族の追加になります。他に変更はございません。以上、認定変更1件の申請内容を説明させていただきましたが、こちらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第5号、青年等就農計画の認定変更申請について、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、青年等就農計画の認定変更申請について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第6号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、板倉委員は退室をお願いします。一時休憩します。

(板倉委員退室)

議長 再開いたします。それでは、農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和3年第1次農用地利用集積計画書案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和3年第1次農用地利用集積計画についてお諮りいたします。利用権設定が19件で、面積合計が54506㎡です。所有権移転は11件で、面積合計が25492㎡となります。1ページから17ページに関しては、12月に期間満了した利用権更新分になりますので、ご説明を省略させていただきます。19ページ、20ページが、各年数ごとの利用権設定管理台帳となっております。21ページから30ページまでが、農用地の農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。19ページの3番は、台方の農業者へ貸付となりました。20ページの5番は上武射田の認定農業者に貸付、6番は押堀の農業者に貸付となり、7番は大綱の農業者に貸付となりました。8番、9番、10番、11番、12番は同じ幸田の認定農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は45ページから51ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして、売買についてですが、31ページ、32ページの通りです。33ページから42ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、53ページから57ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。8番は父から息子による事業継承となっております。それ以外の番号は、耕作者の規模拡大のための売買することとなりました。1番、2番の買い手については、同じ北之幸谷の認定農業者です。3番の買い手については、北之幸谷の農業者です。4番の買い手については、九十九里町の農業者です。5番の買い手については、西中の農業者です。6番の買い手については、北之幸谷の農業者です。7番の買い手については、松之郷の認定農業者です。8番の買い手については、堀上の農業者です。9番、10番の買い手については、北之幸谷の認定農業者です。11番の買い手については、福俵の認定農業者です。以上の計画の内容は、経営面積、

従事日数、経営意欲、製造面の後継者等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当するものと判断いたしました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第5号、農用地利用集積計画について、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第6号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。板倉委員の入室をお願いいたします。

(板倉委員入室)

議長 それでは再開します。次に、議案第7号、賃借料情報の提供について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。12ページの議案第7号、賃借料情報の提供についてご説明いたします。農地法第52条では、農業委員会は農地の農業上の利用の増進、及び農地の利用関係の調整に資する他、その掌握事務を的確に行うため、農地の保有、及び利用の状況、賃借等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする規定されております。この規定に基づき、昨年中に賃借権が設定された農地の賃借料を集計し、情報提供を行おうとするものでございます。それでは、別紙でお手元に配布させていただきました、賃借料情報(案)をご覧ください。令和2年1月から令和2年12月までの1年間に農地法第3条、農業経営基盤強化促進法による利用促進事業により、賃借権が設定された農地の筆数は、田が1074筆、畑が30筆でした。田はデータ数が多いため、市内を8地区に分けた集計結果を、畑はデータが少ないため、市内を1つにまとめて、従来と同様の形式で集計をいたしました。なお田の場合は賃借料を現物払いとしている契約が多数を占めていることから、俵数にて平均、最高、最低の賃借料を表記

いたしております。賃借料を現金払いとしている契約につきましては、J A山武郡市の収穫各表を参考にして、1俵あたり13000円で換算し、集計をいたしております。賃借料情報につきましては、今後広報とうがね、農業委員会だより、ホームページ、農業委員会窓口にて提供を予定しております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第7号、賃借料情報の提供について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。13ページの議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。本件につきましては、一昨年の10月に、他県において農業委員会に関わる不祥事が続けて発生したことから、同年11月に開催された「全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛清の徹底を図っていくことが確認されました。これを受け、すべての農業委員会の総会において、本申し合わせを決議し、かつ、その内容を総会議事録に残すよう全国農業会議所から要請があり、昨年は1月の定例総会において決議したものであります。この決議につきましては、毎年1回以上、同様の取り組みが実施されるよう併せて求められていることから、東金市農業委員会におきましては、毎年1月の総会において決議を行いたく、本日ここにお諮りするものでございます。それでは、13ページの決議文を朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表者機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年1月6日。東金市農業委員会。

説明は、以上となりますが、本日、法令遵守に関する資料を別途配付させていただいておりますので、改めて内容のご確認をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第8号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり決議されました。次に報告第1号から第6号について、事務局から説明願います。

事務局 はい。それではご説明をいたします。議案書の14ページをお願いいたします。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてでございます。番号1は、令和2年8月14日に相続により権利取得したもので、11月30日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

15ページをお願いします。番号2は、令和2年7月14日に相続により権利取得したもので、12月17日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。番号3は、平成23年9月30日に相続により権利取得したもので、12月17日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

16 ページをお願いいたします。番号4及び番号5は、令和2年10月4日に相続により権利取得したもので、12月21日に受付した案件です。斡旋等の希望ありとのことですので、今後対応してまいります。

17 ページをお願いいたします。番号6は、平成30年1月30日に相続により権利取得したもので、12月21日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

18 ページをお願いいたします。報告第2号、軽微な農地改良の届出についてでございます。番号1は、育苗のため、田から畑への転換に伴い、山砂による客土を行う旨の届け出があったものでございます。

19 ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。番号1と番号2は、いずれも令和2年11月24日に双方合意にて賃貸借設定の解除を行ったものでございます。番号3は、令和2年12月9日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものでございます。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。番号4は、令和2年12月7日に双方合意にて、使用貸借権の設定を解除したものでございます。番号5と番号6は、いずれも令和2年12月16日に双方合意にて、使用貸借権の設定を解除したものです。

22 ページをお願いいたします。番号7と番号8は、令和2年12月14日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。番号9は、令和2年12月5日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

23 ページをお願いいたします。番号10は、令和2年12月25日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものでございます。

24 ページから26 ページをお願いいたします。報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出についてでございます。認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置においては、農地法第4条及び第5条の農地転用許可は要しないとされており、ただし、認定電気通信事業者は中継施設の設置に係る土地の取得が終了した場合には、その土地に含まれる農地について一覧表等作成し、関係する農業委員会に報告することとなっております。番号1から番号7までは、認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局の建設に伴い、事業計画書が提出されたものでございます。

27 ページをお願いいたします。報告第5号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告についてでございます。現地調査につきましては、番号1が12月2日、番号2から番号5までが12月8日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

28 ページをお願いいたします。報告第6号、時効取得を原因とする農地につい

てでございます。番号1は令和2年12月1日付けで、千葉地方法務局東金出張所の登記官より通知がありましたので、報告をするものでございます。時効取得につきましては、所有の意思を以って、直ちに所有者として土地を事実上支配していること、平穩・公然と占有していること、占用状態が20年継続していること等々の要件が満たされていれば、見なされるというものでございます。

報告は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終了いたしました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で、本定例総会に提出された議案の審議を終了いたします。ご苦勞様でした。

令和3年1月6日